

滋賀県行幸啓本部設置規程（案）

（設置）

第1条 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会）の開催に伴う行幸啓およびお成り（以下「行幸啓等」という。）に関する事務を円滑に処理するため、滋賀県行幸啓本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、部にそれぞれ当該右欄に掲げる班を置く。

総括部	総務班、報道班、車両班、記録班、奉送迎班、お泊所班、御視察班、東京連絡調整班
防災部	防災班
奏上・接遇部	奏上班、接遇班
衛生部	救護班、防疫班、衛生班
物産展示部	物産展示班
施設部	道路班、営繕班、河川班
大会部	大会班

（分掌事務）

第3条 部および班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 本部に本部長、副本部長および本部付を置く。

2 部に部長および部付を、班に班長および班員を置く。

3 本部長は知事をもって充てる。

4 副本部長は、副知事をもって充てる。

5 本部付、部長、部付および班長は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。

6 班員は、班長の職にある者がその所属する課もしくは局または室（以下「課等」という。）の職員のうちから指名する者をもって充てる。

7 前項の規定にかかわらず、部長が必要と認めるときは、班長の職にある者が所属する課等以外の課等（部長の職にある者が所属する部に置かれる課等に限る。）の職員のうちから班員を指名することができる。

8 本部長は、各班の事務を処理するため必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の者を当該班の事務に従事させることができる。

（職務）

第5条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（令和4年滋賀県規則第45号）の定めるところによる。
- 4 本部付は、本部長が指定する事務を掌理する。
- 5 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 部付は、部長が指定する事務を掌理する。
- 7 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
- 8 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

（事務局）

第6条 本部の事務を処理するため、総務部人事課行幸啓室に事務局を置く。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、行幸啓等に関する事務の終了をもって廃止する。

滋賀県行幸啓本部分掌事務

部	班	分 掌 事 務
総 括 部	総 務 班	・ 行幸啓等に関する事務の総括に関すること。 ・ 行幸啓等関係予算に関すること。 ・ 行幸啓等の御日程に関すること。 ・ お泊所、御視察箇所、御昼食所、御休所および非常お立退所の選定に関すること。 ・ 自動車のお列の編成に関すること。 ・ 宮内庁、県警察本部、市町その他の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 宮内庁事前調査およびリハーサルに関すること。 ・ 供奉員および随従員に関すること。 ・ 献上品に関すること。 ・ 各班との連絡調整に関すること。 ・ 行幸啓等関係文書・資料の収集および保存に関すること。 ・ 他の班の事務に属さない事項に関すること。
	報 道 班	・ 報道機関の取材に関すること。 ・ 記者発表および記者会見に関すること。 ・ 報道関係資料の収集および発表に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 報道関係者の誘導整理に関すること。 ・ 報道関係者の接遇、宿泊、食事等に関すること。 ・ その他広報に関すること。
	車 両 班	・ お列車両の選定、配車および運行に関すること。 ・ お列外車両の選定、配車および運行に関すること。 ・ 各班所要車両の配車に関すること。 ・ その他行幸啓等関係車両に関すること。
	記 録 班	・ 行幸啓誌および献上アルバムに関すること。 ・ 写真その他の記録の収集および整理保存に関すること。
	奉 送 迎 班	・ 特別奉送迎に関すること。 ・ 職員奉送迎に関すること。 ・ 一般奉送迎に関すること。 ・ 市町、県警察本部その他の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 御視察箇所等における奉送迎に関すること。
	お 泊 所 班	・ お泊所に関すること。 ・ お泊所のお食事に関すること。 ・ 供奉員、随従員および行幸啓等関係者の宿泊および食事に関すること。 ・ お荷物の受領および輸送に関すること。 ・ 供奉員および随従員の荷物の輸送等に関すること。 ・ お泊所での行事の調整に関すること。

別表第1（第3条関係）

	御 視 察 班	・御視察箇所の整備に関すること。 ・御視察箇所における御先導および御説明に関すること。 ・御視察箇所との連絡調整に関すること。
	東京連絡調整班	・宮内庁その他の東京所在関係機関との連絡調整に関すること。 ・東京都内におけるお見送りおよびお出迎えに関すること。
防 災 部	防 災 班	・お泊所、御視察箇所等の防火および防災に関すること。 ・非常お立退所に関すること。 ・緊急待避に関すること。 ・気象情報に関すること。 ・救急搬送に関すること。 ・ガス、電気および危険物の保安に関すること。 ・停電時におけるお泊所等の電源対策に関すること。 ・消防・防災関係機関との連絡調整に関すること。
奏 上 ・ 接 遇 部	奏 上 班	・県勢概要の御説明に関すること。
	接 遇 班	・接遇員の選定および指導に関すること。 ・御視察箇所等の接遇に関すること。 ・御昼食所および御休所に関すること。 ・供奉員、随従員、報道関係者および行幸啓等関係者の昼食に関すること。
衛 生 部	救 護 班	・医療救護に関すること。
	防 疫 班	・お道筋、お泊所、御視察箇所等の防疫に関すること。 ・行幸啓等関係者の衛生に関すること。
	衛 生 班	・食品等の衛生に関すること。 ・お泊所、御視察箇所等の衛生に関すること。 ・お泊所、御視察箇所等のそ族昆虫の駆除指導に関すること。 ・お道筋、お泊所、御視察箇所等の動物管理に関すること。
物 産 展 示 部	物 産 展 示 班	・物産等の展示およびお買上品に関すること。
施 設 部	道 路 班	・お道筋の道路、橋梁等の整備および美化に関すること。 ・道路関係機関との連絡調整に関すること。
	営 繕 班	・御視察箇所等の設備営繕に関すること。 ・御視察箇所等の臨時の施設の整備に関すること。 ・御視察箇所等の電気等の保安に関すること。
	河 川 班	・お道筋の河川および港湾の整備および美化に関すること。 ・河川・港湾関係機関との連絡調整に関すること。
大 会 部	大 会 班	・式典の御臨席および競技御覧に関すること。 ・式典会場および競技会場の整備に関すること。 ・式典会場および競技会場における御先導および御説明に関すること。 ・御進講に関すること。 ・おことばに関すること

別表第2（第4条関係）

滋賀県行幸啓本部事務分担表

本 部 長 知 事

副 本 部 長 副 知 事

本 部 付

知 事 公 室 長
琵琶湖環境部長
子ども若者部長
農政水産部長
会計管理者
東京本部長
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教 育 長

部	部長等	班	班長
総 括 部	総 務 部 長 部 付	総 務 班	人 事 課 行 幸 啓 室 長
		報 道 班	広 報 課 長
		車 両 班	総 務 課 長
		記 録 班	税 政 課 長
	知 事 公 室 次 長 総 合 企 画 部 次 長 総 務 部 次 長 商工観光労働部次長	奉 送 迎 班	市 町 振 興 課 長
		お 泊 所 班	商 工 政 策 課 長
		御 視 察 班	各 担 当 課 長
		東京連絡調整班	東 京 本 部 副 本 部 長
防 災 部	防 災 危 機 管 理 監	防 災 班	防 災 危 機 管 理 局 副 局 長
	部 付 防 災 危 機 管 理 局 副 局 長		
奏上・接遇部	総 合 企 画 部 長	奏 上 班	企 画 調 整 課 長
	部 付 総 合 企 画 部 次 長	接 遇 班	県 民 活 動 生 活 課 長

別表第2（第4条関係）

衛 生 部	健康医療福祉部長	救 護 班	医 療 政 策 課 長
	部 付	防 疫 班	健 康 危 機 管 理 課 長
		衛 生 班	生 活 衛 生 課 長
	健康医療福祉部次長		
物 産 展 示 部	商工観光労働部長	物 産 展 示 班	観 光 振 興 局 副 局 長
	部 付		
	商工観光労働部次長 観 光 振 興 局 長		
施 設 部	土 木 交 通 部 長	道 路 班	道 路 保 全 課 長
	部 付	営 繕 班	建 築 課 長
		河 川 班	流 域 政 策 局 副 局 長
	土 木 交 通 部 次 長 流 域 政 策 局 長		
大 会 部	文化スポーツ部長	大 会 班	国スポ・障スポ大会局副局長
	部 付		
	文化スポーツ部次長 国スポ・障スポ大会局長		